

議 案

議案第 1 号

令和 6 年度財政投融资計画補正

令和6年度財政投融资計画補正

機 関 名	財政融資			産業投資			政府保証			合 計			参 考					
													自己資金等			再 計		
	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)
自動車安全特別会計	360	48	408	—	—	—	—	—	—	360	48	408	1,588	0	1,588	1,948	48	1,996
株式会社日本政策金融公庫	40,075	300	40,375	—	—	—	—	—	—	40,075	300	40,375	(2,900)	(—)	(2,900)	59,816	300	60,116
株式会社国際協力銀行	4,000	900	4,900	1,160	100	1,260	5,880	—	5,880	11,040	1,000	12,040	(200)	(—)	(200)	28,600	1,000	29,600
独立行政法人国際協力機構	14,770	4,390	19,160	—	—	—	1,650	—	1,650	16,420	4,390	20,810	(800)	(—)	(800)	22,800	4,719	27,519
独立行政法人福祉医療機構	2,102	188	2,290	—	—	—	—	—	—	2,102	188	2,290	(200)	(—)	(200)	2,515	188	2,703
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	651	290	941	20	—	20	—	—	—	671	290	961	(598)	(—)	(598)	2,680	290	2,970
株式会社日本政策投資銀行	3,000	3,000	6,000	850	100	950	3,500	—	3,500	7,350	3,100	10,450	(6,500)	(—)	(6,500)	24,000	3,200	27,200
株式会社産業革新投資機構	—	—	—	800	105	905	—	—	—	800	105	905	5,300	245	5,545	6,100	350	6,450
成田国際空港株式会社	—	1,544	1,544	—	—	—	—	—	—	—	1,544	1,544	—	—	—	—	1,544	1,544
一般財団法人民間都市開発推進機構	—	—	—	—	—	—	500	200	700	500	200	700	100	—	100	600	200	800
中部国際空港株式会社	—	—	—	—	—	—	235	57	292	235	57	292	(90)	(—)	(90)	408	57	465
食料安定供給特別会計外 21機関	37,910	—	37,910	1,917	—	1,917	13,996	—	13,996	53,823	—	53,823	(21,348)	(—)	(21,348)			
合 計	102,868	10,660	113,528	4,747	305	5,052	25,761	257	26,018	133,376	11,222	144,598	(32,636)	(—)	(32,636)			

財政投融资計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

(注) 1 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。

2 「自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。

3 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

議案第 2 号

令和 6 年度財政融資資金運用計画の一部変更

令和6年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和6年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

(単位：億円)

機 関 名	現計画	追 加	追加後計画
自動車安全特別会計	360	48	408
株式会社日本政策金融公庫	40,075	300	40,375
株式会社国際協力銀行	4,000	900	4,900
独立行政法人国際協力機構	14,770	4,390	19,160
独立行政法人福祉医療機構	2,102	188	2,290
独立行政法人鉄道建設・運輸 施設整備支援機構	651	290	941
株式会社日本政策投資銀行	3,000	3,000	6,000
成田国際空港株式会社	—	1,544	1,544

議案第3号

令和6年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和6年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和6年度の財政融資資金の融通条件（令和5年12月21日決定）を下記のように改め、令和6年度特別会計補正予算（特第1号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記4 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ハ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、令和6年度における貸付けのうち37億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）、300億円については、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）、852億円については、15年以内、711億円については、10年以内、286億円については、5年以内

2. 記6 株式会社国際協力銀行に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）、10年以内（満期一括償還）又は7年以内（満期一括償還）とし、令和6年度における貸付けのうち3,266億円については、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

3. 記11 独立行政法人福祉医療機構に対する貸付けイただし書中（ハ）を次のとおり改める。

（ハ）令和6年度における貸付けのうち1,661億円については、30年以内（2年以内の据置期間を含む。）、329億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

4. 記16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する貸付けイ（ハ）－（ii）を次のとおり改める。

（ii）物流出融資に係る貸付けについては、5年以内

ただし、令和6年度における貸付けのうち5億円については、20年以内、290億円については、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）、7億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）

5. 記25を記26とし、記24を記25とし、記23の次に次のとおり追加する。

24 成田国際空港株式会社に対する貸付け

償還期限 15年以内（5年以内の据置期間を含む。）